

○ 稲川土地改良区役職員等の慶弔に関する取扱要領

〔昭和 62 年 12 月 8 日
制 定〕

改正 平成 24 年 1 月 1 日

稲川土地改良区役職員等の慶弔については、次に掲げる取扱により交付する。

1 慶 事

- (1) 結 婚（役職員）1万円以内又は相当額の祝品
- (2) 出 産（役職員）1万円

2 弔 事

(1) 役職員

- ア 本人死亡 香典 1 万円 献花 2 万円以内
- イ 配偶者死亡 香典 1 万円 献花 2 万円以内
- ウ 同居の父母、子の死亡 香典 1 万円 献花 2 万円以内
- エ 合併後役職員であった者の死亡
香典 5 千円 献花 2 万円以内

(2) 総代、用排水調整委員

- ア 本人死亡 香典 1 万円 献花 2 万円以内

3 特別な事由については、その都度理事会に諮ってこれを定める。

附 則

この要領は昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は平成 24 年 1 月 1 日から施行する。

